

規制・制度改革委員会 今期開催実績

平成 24 年

- 8 月 3 日 ○委員紹介
○規制・制度改革の今後の推進に係る基本的考え方について
- 9 月 3 日 ○総務省からのヒアリング（規制に関する政策評価制度について）
○自由討議（今期の検討対象等について）
- 10 月 4 日 ○フォローアップ調査について
○今期の規制・制度改革委員会の運営について
○「国民の声」集中受付について
- 11 月 6 日 ○ワーキンググループの設置について
○集中討議の実施について
○規制の定期的・横断的見直しのための体制について
- 11 月 15 日 ○集中討議の実施について

【集中討議】

11 月 27 日〔農林漁業分野〕

- 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
- 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化
- 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し

11 月 28 日〔ライフ分野（介護）〕

- 介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方

11 月 29 日午前〔農林漁業分野〕

- 国家貿易制度（麦）の見直し

午後〔ライフ分野（医療）〕

- 再生医療の推進

- 11 月 29 日 ○「経済活性化のための緊急提言」について
○経済対策に盛り込む規制・制度改革事項について

- 12 月 13 日 ○集中討議の開催結果について
○ワーキンググループの開催状況について
○規制全般の定期的・横断的見直しについて

<経済活性化ワーキンググループ>

平成 24 年

- 10 月 26 日 ○経済活性化に係る規制・制度改革要望について
○今後の進め方について
- 11 月 5 日 ○関係者ヒアリング（「お金」の動きの活発化）
○意見交換
- 11 月 15 日 ○関係者ヒアリング（「モノ」・「お金」の動きの活性化）
○意見交換
- 11 月 26 日 ○関係者ヒアリング（「人」・「モノ」の動きの活発化）
○意見交換

<グリーンワーキンググループ>

平成 24 年

- 10 月 25 日 ○これまでの取組紹介
○革新的エネルギー・環境戦略、グリーン政策大綱の紹介
○今後の進め方について
- 10 月 31 日 ○エネルギーに関する事業者ヒアリング
○意見交換
- 11 月 8 日 ○エネルギーに関する事業者ヒアリング
○意見交換
- 11 月 19 日 ○環境アセスメントの迅速化等に関するフォローアップヒアリング
○委員提案について
○規制・制度改革の検討項目（案）について
○意見交換

関連する閣議決定等一覧

＜規制・制度改革＞

- 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）
新たな需要創出に向けて、保育分野及び環境エネルギー分野に関する規制・制度改革事項 7 項目を決定（「6（1）①制度・規制改革」部分）。
- 「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）
グリーンイノベーション、ライフイノベーション、農業等の分野に関する規制・制度改革事項 61 項目を決定。
- 「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）
都市再生・住宅・環境・エネルギー、医療・介護、観光振興をはじめとした地域活性化及び国を開く経済戦略の 5 分野を中心に、需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項 83 項目を決定（「日本を元気にする規制改革 100」別表 1 及び別表 2 部分）。
- 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）
「日本を元気にする規制改革 100」等の充実・強化に向けて、既定の改革の実施時期を前倒しする事項及び国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項 20 項目を決定（「規制・制度改革」別表 1 及び別表 2）。
- 「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）
東日本大震災発生前に各府省と合意がおおむね得られていた、グリーンイノベーション及びライフイノベーション、農林地域活性化、アジア経済戦略・金融、消費者分野等に関する規制・制度改革事項 135 項目を決定。
- 「規制・制度改革に係る追加方針」（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）
同年 4 月 8 日の閣議決定には至らなかった残りの規制・制度改革事項 56 項目を決定。
- 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）
再生可能エネルギーの普及促進に資する規制・制度改革を中心に、エネルギー分野に関する事項 103 項目を決定。
- 「規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定）
東日本大震災からの復旧・復興を支えるための規制・制度改革及び経済成長に加え、EU 等との経済連携を通じた日本再生に資する規制・制度改革事項 39 項目を決定。
- 「日本再生プログラム」（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）
「モノ」、「人」、「お金」の流動性を高めるための経済活性化分野及び「日本再生戦略」の前倒し・加速のためのグリーン、ライフ、農林漁業分野における規制・制度改革事項 70 項目を決定（「3（1）規制・制度改革」部分）。

<国民の声>

- 「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について（平成22年6月18日閣議決定）

「国民の声集中受付月間（第1回）」（平成22年1月18日～2月17日）において提出された提案及び「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等に関する改革事項90項目を決定。

- 「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成23年4月8日閣議決定）

「国民の声」規制・制度改革集中受付（平成22年9月10日～10月14日）に提出された提案等に関する規制・制度改革事項66項目を決定。

- 「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成24年4月3日閣議決定）

「国民の声」規制・制度改革集中受付（平成23年9月1日～10月14日）に提出された提案等に関する改革事項57項目を決定。

今期の規制・制度改革委員会の運営について

第 1 基本的考え方

規制・制度改革は、時代の進展や国際環境の変化に即して、我が国の社会経済構造を変革していくための最も重要な取組の一つであり、「民でできるものは民に」という基本姿勢の下で大胆かつ速やかに聖域なく推進し、もって我が国の更なる発展と国民生活の向上を期すものである。

その推進に当たっては、国家戦略の実現や国民の声の反映、自己責任に基づく市民社会の構築といった観点も踏まえつつ、下記の基本的な視点に立って論点整理を行い個別具体的な検討を進めるとともに、その国民生活に対する意義を十分に説明するものとする。

【視点 1】消費者・ユーザーに対する多様な選択肢の確保

生産者やサービスの提供者が、消費者・ユーザーの多様なニーズに対応して製品・選択肢を提供しようとする場合において、障害となっている規制・制度があれば、直ちに改革すべきこと。

【視点 2】多様な選択肢を確保する公正な競争条件の整備

生産・サービスの提供に際して、相互に代替が可能である場合には、提供者相互の規制について、イコール・フットィングを図るべきものであること。

【視点 3】「事件」に対する過剰対応の見直し

事件（又は予想される事態）への対応のための規制が過剰ではないか、徹底的に見直しを行う。仮に規制の必要が認められるとしても、参入規制や官の独占によるのではなく、より制限的でない規制によるべきこと。

【視点 4】より緩やかな規制への移行

事前規制から事後規制への転換とともに、免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等、より制限的でない規制への移行を進めること。併せて、規制内容及び諸手続の明確化・簡素化を図ること。

【視点5】国際的な整合性の確保

我が国がグローバル競争に伍していくための環境整備を行う観点から、諸外国に比べて競争条件が劣後することがない規制・制度とすべきこと。

【視点6】民間の活力による社会的課題の解決

社会的課題への解決策の提供は、まずは民間の活力により市場において自律的・自発的に解決策が提供されていくことを基本とし、これを阻害する規制・制度があれば、直ちに改革すべきこと。

【視点7】多様な主体の参画によるセキュリティの確保

各種の規制におけるいわゆるセキュリティ（安心・安全等）の確保については、市場における多様な主体の参画や競争、新領域の拡大等によってもたらされるイノベーションの効用を踏まえるべきものであること。

第2 検討課題

下記1から6までのテーマを重点対象としてそれぞれ検討を進めることとし、必要に応じてWGを立ち上げて具体的な検討を行うものとする。

1 規制の定期的横断的見直しのための推進体制

<問題意識>

規制・制度改革の個別具体的な分野・項目の検討に加え、規制全般の見直しが不断に進むよう、改革が自律的に行われる仕組みを構築する必要がある。

第一義的には、内閣及び政務三役のリーダーシップの下、各府省が主体的・積極的に改革に取り組むこととしながらも、規制・制度改革委員会が必要に応じて各府省の取組に関与することによりPDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を挙げる仕組みを構築することを目指す。

新たに構築される仕組みにおいては、規制（許認可）の統一的把握を行う仕組みが定常的に確保されること、規制の新設・改廃に当たっての事前評価及び一定期間が経過した規制について定期見直しが確保されること等に配慮する。

<検討の視点>

- 規制の見直しに関する閣議決定の履行
- 政策評価制度等との連携の確保
- 規制・制度改革委員会の関与の在り方
- 試行期間の確保

2 経済活性化分野

<問題意識>

我が国経済にとっての当面の課題であるデフレを脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済運営を可能にするためには、「人」、「モノ」及び「お金」がダイナミックに動く環境を整備することにより、生産、分配及び支出にわたる経済の好循環等を促していく必要がある。

人を動かす観点から、働く人がその能力を最も発揮できる産業や職場への移転が円滑に進むよう、政策の重点をリーマン・ショック後の危機対応のための「守りのモード」から、新たな就業や起業を拡大する「攻めのモード」にシフトさせる。併せて、我が国の雇用の7割を担う中小企業の抜本的な経営改善支援も進展させる。

モノを動かす観点から、国内外における取引機会の拡大や物流の活性化、公共データの民間開放・利活用をはじめとする経済社会に存する各種の無形の知的資産の有効利用を促進する。

お金を動かす観点から、多額の金融資産が我が国における消費や投資につながるメカニズムを構築する。

<検討課題の候補例>

- 貿易手続の簡素化・効率化
- 国内物流（航空・陸上・海上輸送）の活性化
- オープンガバメント（公共データの一般公開等）や、行政手続、保存・備付け義務書類の電子化等
- IT利活用に関連する制度・規制の在り方
- 労働者の多様な働き方を確保するための環境整備
- 起業促進の観点から見た証券規制の在り方
- 金融機関の出資規制の緩和
- 循環型社会形成に向けた諸規制の在り方

3 医療・介護分野

<問題意識>

財政制約下において、社会保障分野を含め聖域を設けずに歳出全般を見直すこととされていることを踏まえ、これまで以上に医療資源の適正配置と有効利用を図っていくことが急務の課題である。

こうした中で、革新的医薬品・医療機器（介護ロボット等を含む）を世界に先駆けて創出し、再生医療や個別化医療のような世界最先端の医療分野で日本が世界をリードしていくこと等を通じて、国民（患者・利用者）の多様なニーズにきめ細かく対応することのできる世界最高水準の医療・介護及びこれに伴うサービスを享受できる社会の実現を目指す。

<検討課題の候補例>

- 新薬・創薬の開発インセンティブや後発品価格等、薬価制度の在り方
- 保険外併用療養の拡大の在り方
- 一般用医薬品の販売規制等の見直し
- 要介護者の社会復帰等を促すインセンティブとして機能する介護報酬の在り方
- 介護事業の展開に係る競争環境の構築や評価の在り方

4 農業分野

<問題意識>

農業の持続可能性を確保し、更なる産業化と生産性の向上を目指す観点から、農業生産コストの低減、規模拡大、6次産業化などにより農業者の経営力の強化を図る。

同時に、我が国の重要な資源である優良農地の適切な保全と有効利用を促進する観点から、これらに係る制度の在り方について検討を行う。

また、意欲ある多様な農業者が創意工夫の中で経営発展に取り組むことを通じて、経営感覚のある担い手が育成されるとともに、こうした農業経営が円滑に承継・継続されていく仕組みの構築を図る。

<検討課題の候補例>

- 農地集約化等の効率的な経営を行うための環境整備
- 優良農地の確保・保全の在り方
- 農地転用基準の見直し
- 農業委員会の機能の在り方
- 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
- 国内農産物の生産に関する公的機関の関与の在り方

5 エネルギー分野

<問題意識>

再生可能エネルギーの重要性が一層高まっていることを踏まえ、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）を踏まえた立地規制、保安規制、系統連系等に係る既定事項の早期措置を促しつつ、本年7月の固定価格買取制度の施行に伴って生じる新たなニーズ等を踏まえた更なる措置を講じる。

また、エネルギーの安定供給と低価格化の両立を図るため、多様なエネルギー供給主体により適正な競争メカニズムが働く環境整備を進める。

<検討課題の候補例>

- 再生可能エネルギーをはじめとする発電施設に係る開発リードタイム短縮やコスト低減
- 経済産業省で進められている電力システム改革との連携
- 化石燃料の高度利用、熱エネルギーや未利用エネルギーの活用のための環境整備
- 3R（リサイクル等）の推進等に資する環境整備

6 I T分野

<問題意識>

電気通信事業に係る規制・制度について、安定性・安全性のみならず競争性・利便性を重視したものとし、消費者の利益を優先した適切な規制・制度への転換を図る。

また、国境を越えて急成長する新時代のインターネット・クラウドビジネスの成長力を取り込み、我が国 I T 産業の国際競争力の向上、新規ビジネスの創出支援を図る観点から、これらに対応した世界標準の環境整備を図る。

<検討課題の候補例>

- 通信インフラの整備促進、通信網の開放等
- オープンガバメント（公共データの一般公開等）や、行政手続、保存・備付け義務書類の電子化等〔再掲〕
- I T 利活用に関連する制度・規制の在り方〔再掲〕

以上

規制全般の定期的・横断的見直しについて（案）

第 1 検討の趣旨

- 規制・制度改革の推進に当たっては、これまで、「規制・制度改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）など、規制全般の統一的把握や定期的・横断的な見直しルールを策定しようとする試みはあったものの、いまだ規制・制度改革が自律的に進むような明確なルールは確立されていない。
- このため、規制・制度改革委員会（以下「委員会」という。）では、規制・制度の個別具体的な改革分野・項目の検討に加え、規制・制度改革が不断に進むよう、以下の点に配意しながら、規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築について検討すべきとされた。
 - ・ 内閣及び政務三役のリーダーシップの下、各府省庁等が主体的・積極的に改革に取り組むこと
 - ・ 過去の閣議決定等を受けて取り組まれている、許認可等の統一的把握、規制の新設・改廃の際の事前評価などの枠組みを活用しつつ、その機能が十分に発揮され規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
 - ・ 規制の新設・改廃から一定期間が経過したものについて、定期見直し（事後評価）が確保され、統一的把握・事前評価と同様に規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
 - ・ 委員会が必要に応じて各府省庁等の取組に関与することにより、PDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を上げる仕組みを構築すること
- こうした仕組みの具体的な在り方について検討した結果について、今般、取りまとめるものである。

第2 規制・制度改革を推進する具体的な「仕組み」の考え方

- 規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築については、「規制」は既に政策評価法に基づく政策評価の対象であり、事前評価については一定の実績があることから、これを活用・拡充することにより実現することが適当であると考えられる。
この場合、PDCAサイクルとして機能するよう既存の取組を再構築するとともに、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣又は委員会が関与することにより、その成果向上を図る仕組みが必要である。
- 一方、委員会においては、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しを図るため、広聴・検討・調整を経て概ね6月頃の閣議決定を目指す「年度サイクル」の定常化に取り組んでいる。
この年度サイクルを機能させ、その成果をさらに高めていくためには、各府省庁等が主体的・積極的に取り組む体制の在り方等を具体化するとともに、委員会と緊密に連携・協働する仕組みを構築することが必要である。
- 規制・制度改革を不断に推進し、実現性・実効性を高めるためには、こうした2つのサイクルの確立が不可欠である。また、その活動は、それぞれ独立するのではなく、図1に示すように、車の両輪として互いに補い合う形で実施することが適当である。
すなわち、国民の声、事業者要望等を定期的・横断的な見直しのPDCAサイクルに反映し、同時に、政策評価や統一的把握の結果を規制・制度改革の年度サイクルに活用していくことが重要である。

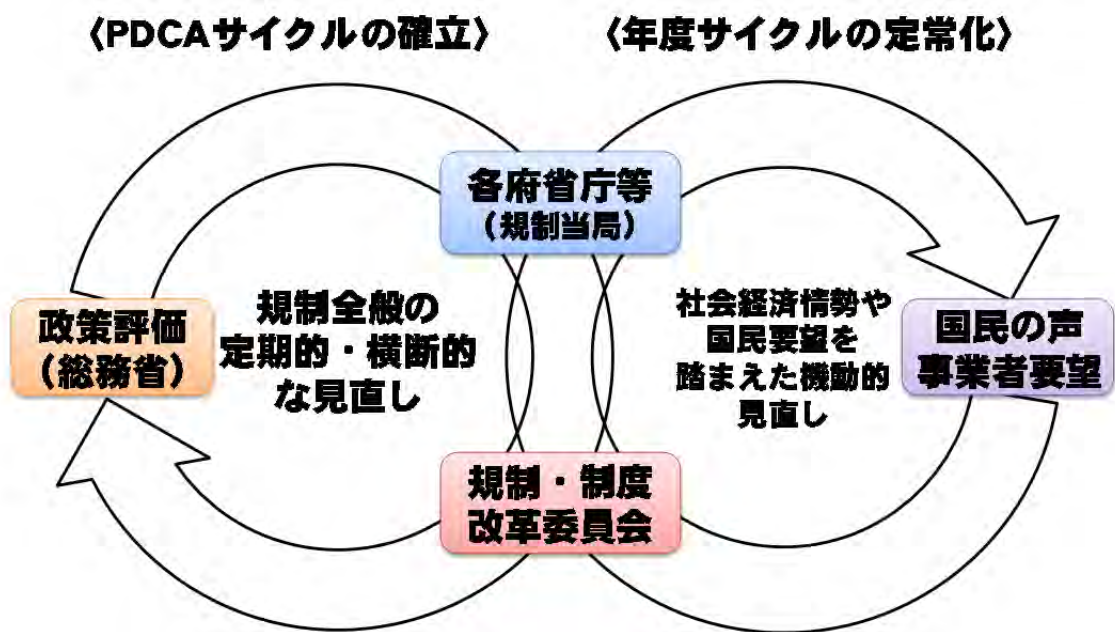


図1 定期的・横断的見直しを実現するための2つのサイクル

第3 政策評価の仕組みを活用した「PDCAサイクルの確立」

＜具体的な進め方＞

「PDCAサイクルの確立」（図1左側）については、次のような手順で進める。（図2及び図3参照）

- 1 各府省庁等は、総務省が実施する「許認可等の統一的把握」作業において、既存の規制（許認可等）の見直し（事後評価）時期を明らかにしなければならない。
- 2 規制・制度改革担当大臣は、社会経済情勢等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定し、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。
- 3 各府省庁等は、
 - ① 1のスケジュールに基づいた規制の定期的な見直し（事後評価）を実施したとき
 - ② 規制の新設・改廃を行う場合において、事前評価を実施したときは、これらを公表するとともに、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって、総務省に送付する。
- 4 総務大臣は各府省庁等の規制・制度に係る政策評価の点検を行った場合には、2に該当する重要な規制・制度の項目については、規制・制度改革担当大臣に通知する。
- 5 規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときには、総務大臣に対し、政策評価法第12条第2項の規定に基づく再評価等を行うことを求める。
- 6 総務大臣は、これを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会に諮った上で、必要に応じて規制当局による再評価や総務省による評価等を実施する。
- 7 各府省庁等は、評価結果を当該規制に反映した上で、閣議決定・国会審議等を経て、施行する。

<説明>

1について

- 現在、総務省は昭和60年の閣議決定「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の方針について」に基づき、「許認可等の統一的把握」を概ね2年に1回実施している。(平成21年3月末時点で国の許認可等総数は13,869件。)
- これは国による規制の全体像(総数)を把握するのには役立っているところであるが、規制全般の定期的・横断的見直しにも活用していくため、その調査内容を改定することが必要である。具体的には、それぞれの規制(許認可等)の見直し(事後評価)時期の欄を設けることにより、政策評価制度と連携させることが考えられる。
- これにより、すべての規制にいわゆる「サンセット原則」が適用され、一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の要否等を検討する事後評価のプロセスを経ることとなる。

2について

- 規制・制度改革担当大臣は、国民の声、事業者要望、社会経済情勢の変化等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定する。
- また、選定項目の総務大臣への通知に際しては、その後の点検活動における参考となるよう、当該項目を選定した理由を併せて通知する。

3について

- これは政策評価法に基づく既定のプロセスである。
- 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃による規制の新設・改廃を行うに当たっては、各府省庁等は、政策評価法に基づく事前評価を実施し、その結果を公表・総務省に送付することとされている。また、総務省はこれを受理し、その点検を行い、必要に応じて客観性を担保するための評価を行うこととされている。
- しかしながら、各府省庁等による評価の公表・総務省送付時期が、閣議決定の後、もしくは閣議決定とほぼ同時となっている場合が見受けられ、現状では、規制の新設・改廃にあたっての説明責任を果たす機能は果たしているものの、事前評価の本来の役割の一つである政策への反映の観点からは、制度の趣旨が必ずしも徹底されていないおそれがある。
- このため、各府省庁等による評価は、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって実施する必要がある。この実施時期については、現状の各府省庁等における政策立案(審議会における審議、関係機関等との調整)と並行して評価作業が行われている実情、総務省が行う点検活動の内容・深度等に配慮する。

- なお、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）では、評価結果の公表については、法律によるもの場合は遅くとも法律案の閣議決定までに、政令によるもの場合は遅くとも行政手続法に基づく意見公募手続までに行うこととされている。
- また、事後評価については、実施手段としての規制を含めた「施策」を単位として行われているのが現状であり、評価のための評価、点検のための点検に陥らないよう、その事務負担量や実効性とのバランスに配慮する。

4から7までについて

- 政策評価法第12条第2項の規定に基づき、総務大臣は再評価等を実施することができる。また、総務大臣は、評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができることとされている（政策評価法第15条第4項）。
- 一方、規制・制度改革担当大臣は政策評価の実施においてこのような権限を有していないが、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣が関与することが適当である。
- 以上のことから、規制・制度改革担当大臣は、各府省庁等が行う自己評価について総務省が行う点検において、その十分性等を判断するという形で関与することとする。
- 6及び7は政策評価法に基づく既定のプロセスである。なお、政策評価法第12条第2項に基づく再評価等については、各府省庁等の自己評価を原則とする中で、現行の閣議決定（政策評価の基本方針）において詳細な手順が定められている。

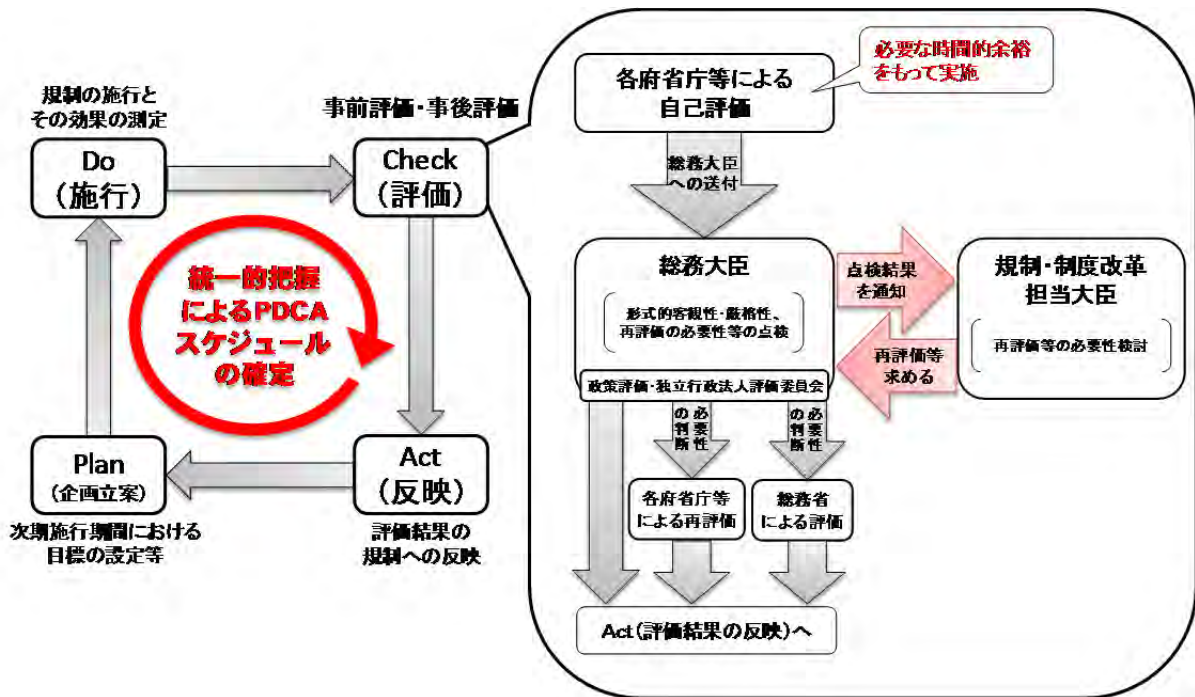


図2 PDCAサイクルの進め方

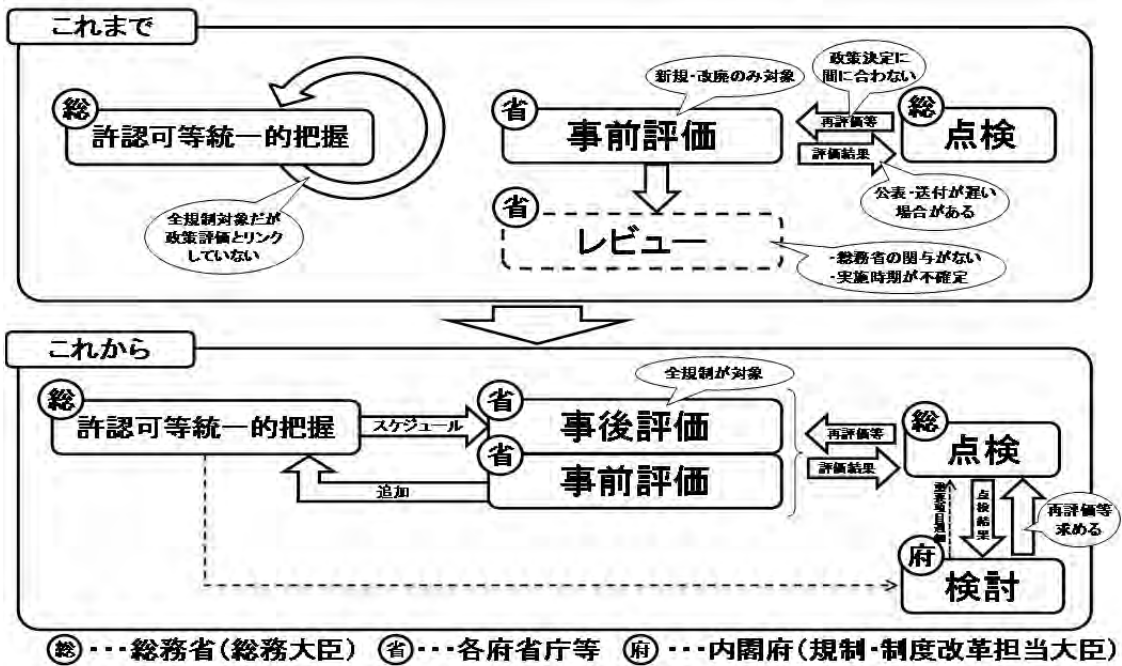


図3 規制に係る政策評価の仕組み新旧比較

第4 各府省庁等と委員会が協働する「年度サイクルの定常化」

＜具体的な進め方＞

「年度サイクルの定常化」（図2右側）については、次のような手順で進める。（図4参照）

- 1 各府省庁等は、主要な規制・制度改革項目について、その改革案、現状、改革のメリット・デメリットその他の論点を明らかにして、自主策定プラン（案）を作成するとともに、委員会に送付する。（7～8月頃）
- 2 委員会（及び同事務局）は、必要に応じて各府省庁等に対するヒアリングを行い、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、論点を整理する。
- 3 各府省庁等は、ヒアリング結果を踏まえ、自主策定プラン（案）の改定を検討し、決定・公表する。また、決定されたプランに基づき、自主策定プラン案件を委員会に提示する。
- 4 委員会は、3の自主策定プラン案件と委員会が自ら提示する案件（委員会提示案件）を併せて検討（事務折衝、WG・委員会ヒアリング、政務協議等）を行い、これらの案件に係る報告書を取りまとめ、閣議決定を行う。（6月頃目途）
- 5 各府省庁等は、決定されたプランに従い、それぞれの規制・制度改革事項について、審議会における検討等を経て、政策評価（事前評価）を実施し、閣議決定など法令改正等の手続を進める。
- 6 閣議決定された規制・制度改革事項については、改革の趣旨に従った措置が行われているか等について定期的なフォローアップを行うとともに、必要に応じて更なる措置等について検討を行う。

<説明>

1から5までについて

- 規制・制度を所管する各府省庁等が主体的に改革に取り組むことが望ましい一方、各府省庁等が政策ミッションを遂行する上で、必ずしも社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的な見直しを主体的に実施できないおそれがある。
- また、年度サイクルの定常化に際して、規制・制度改革の取組を効率的に進め、その成果を更に高めていくためには、各府省庁等が規制・制度の方向性を確定する前のプランニング段階から、委員会が積極的に関与していくことが必要である。
- このため、各府省庁等は規制・制度改革の自主策定プラン（案）を作成することとし、委員会は、国民の声、事業者要望、社会経済情勢の変化、政策評価の結果等を踏まえ、必要に応じて各府省庁等へのヒアリングを行い、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、論点を整理することによってプランニングに関与する。

6について

- これは委員会における既定のプロセスである。

以上

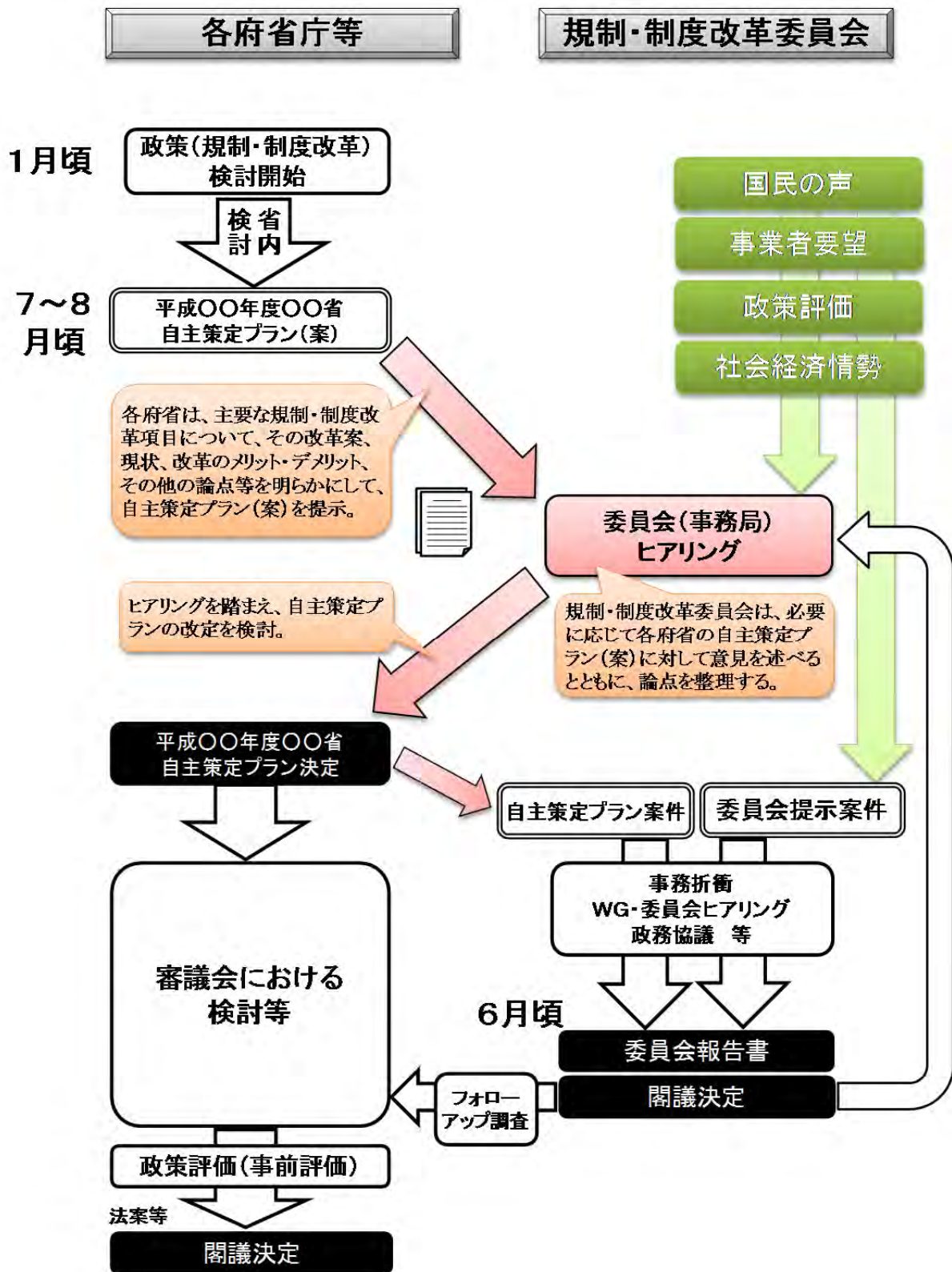


図4 年度サイクルの進め方

集中討議の開催結果について（報告）

1 開催概要

開催日 平成 24 年 11 月 27 日（火）～29 日（木）

会 場 中央合同庁舎 4 号館 2 階 220 会議室

2 対象分野とテーマ(1) 農林漁業分野

○農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している
状況の解消

○農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の
円滑化

○農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し

○国家貿易制度（麦）の見直し

(2) ライフ（医療・介護）分野

○再生医療の推進

○介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方

3 進行役(1) 農林漁業分野

大上二三雄 委員会構成員

(2) ライフ（医療・介護）分野

安念潤司 委員会構成員

4 出席者…………… 別紙5 討議概要…………… 別添

以 上

集中討議「出席者」

【専門委員】

◎農林漁業分野

本間	正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
柴田	明夫	株式会社資源・食糧問題研究所代表

◎ライフ（医療・介護）分野

（医療）阿曾沼	元博	順天堂大学客員教授 澁志会がん医療グループ代表
土屋	了介	公益財団法人がん研究会理事
（介護）土屋	了介	公益財団法人がん研究会理事
藤井	賢一郎	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授
松山	幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹/ 経済学博士

【事業者（団体）】

◎農林漁業分野

古在	豊樹	NPO植物工場研究会理事長
竹内	勝	有限会社竹内園芸取締役
丸尾	達	千葉大学大学院園芸学研究科准教授

◎ライフ（医療・介護）分野

（医療）戸田	雄三	一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長
大和	雅之	東京女子医科大学先端生命医科学研究科教授
（介護）久野	義博	株式会社日本ヒューマンサポート代表取締役
廣江	研	社会福祉法人こうほうえん理事長

【規制省庁等】

◎農林漁業分野

農林水産省、経済産業省

◎ライフ（医療・介護）分野

（医療）厚生労働省、経済産業省
（介護）厚生労働省

※ 委員会構成員以外を記載、敬称略

集中討議 「討議概要」

<農林漁業分野>

- 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念
に違反している状況の解消…………… 1
- 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化
による資金供給の円滑化…………… 2
- 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準
の見直し…………… 3
- 国家貿易制度（麦）の見直し…………… 4

<ライフ（医療・介護）分野>

- 再生医療の推進…………… 5
- 介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方…………… 7

※ 本資料は、開催結果報告のため、規制・制度改革担当事務局でその概要を現時点で整理したもの（今後の議事概要の確認などにより修正の可能性あり）。

テーマ	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
主な質疑の内容	
<p>○調査対象農協数の中で、特例措置適用農協の数は分かるか。</p> <p>→現時点では、定款に特例措置を規定している農協の数は把握できていないが、全体の農協数の約半分にあたる 388 農協で調査したところ、そのうち 3 つの農協で特例措置を実施しており、当該 3 農協の正組合員 33,000 人余りのうち 116 人が特例正組合員であると把握。</p> <p>○この特例規定によって、土地持ち非農家が、農協組織の運営に関与できる議決権を持つ正組合員としてとどまっているのは、組織のあり方として違和感があると感じる。</p> <p>→この特例は、農地の円滑な集約のための障害を取り除くために設けられたものであり、農協等に対する監督指針を定めている中で、組合員の意向や動向などを踏まえて、特例の必要性を各農協で見てどうかということを検証するように規定している。</p> <p>○農協法には、「農民とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人」となっていて、農業者（農民または農業を営む法人）でない限りにおいては正組合員になれないという規定になっている。そうすると（農業センサスにおける農家の定義である）「経営耕地面積 10 アール以上か農産物の販売額が年間で 15 万円以上」は相当広い範囲だと思う。そこに入らない方が 154 万人も農協の正組合員でいるということそのものが、まず農協の在り方としてどうなのか。</p> <p>→農業経営の規模が小さい方も組合員にしている農協があるということと、経営はしていないけれども農作業に従事している方も正組合員になれるのが乖離の要因と考えられるが、どういった人を農協の正組合員にするかというのは、各農協が定款で定めている。</p> <p>○「実施状況」を見ると、組合のほうに全て投げているという気がしてしょうがない。必要性を検証するのは農林水産省であって、現場でのニーズはくみ上げる必要はあるが、特例をやめるかやめないかという話だから、判断が必要だと思う。</p> <p>→これまでで全体の農協数の約半分にあたる 388 農協については、実態を調査したところ。今後残る農協の適用実態なりもよくよく分析したうえで、私どもなりの考え方の整理をさせていただきたいと思っている。</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省として、特例措置の適用状況について全体像を把握して分析、検証し、この政策の妥当性について今後確認をして検証する。 	
関連する閣議決定	
<p>規制・制度改革に係る対処方針(平成 22 年6月 18 日閣議決定)3. 農業分野⑦</p>	

テーマ	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化
主な質疑の内容	
<p>○農業信用保証保険では、中小企業信用保証と同じく政策金融である以上、バスケットとしての事故率ではなく個々の信用リスクに着目せざるを得ないと思うが、個々の信用リスクに着目して保証料率を設定してこなかったのはなぜか。</p> <p>→仕組みが出来た昭和36年の頃の農業経営の構造は、同質的な経営が大半だったと思う。その後、個々の事業者の成績を見た対応を求める声が増えてきた。やはり経営努力が報われていく仕組みにしていくのは、当然目指すべき方向だと思っている。【農林水産省】</p> <p>○問題は、頑張っている方を奨励するはずの仕組みであるべき農業金融が、もしかしたら問題がある方に対して極めて低い保険料を課していることによって、農業の効率化といった国の政策と違う方向に向いている可能性が高い仕組みとなっていることではないか。</p> <p>→様々な構造変化が起き経営内容にもいろいろな差が見られるようになったので、現時点ではやはり経営内容を反映した在り方を模索していかなければいけないという状況に置かれている。【農林水産省】</p> <p>○今後どのようなスケジュールで見直しが行われ、実際に個々のリスクに応じた保証料率が設定されていくのか。</p> <p>→今年度中に方向性を打ち出せるように検討を進めてまいりたい。【農林水産省】</p> <p>○(独)農林漁業信用基金のディスクロージャーが非常に悪い、是非改善してほしい。</p> <p>→どういったふう改善できるかというのを検討させていただきたい。【農林水産省】</p> <p>○実のある連携について、制度設計を統一していくこと等を、時期を区切って是非実行していただきたい。</p> <p>→農業信用基金協会と信用保証協会のカウンターパートを特定する形で連携しており、それを改めて徹底しながら顔の見える連携関係をつくってまいりたい。【農林水産省】</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告等の税務申告あるいは保証審査時の財務データも活用し、経営リスクを反映した保証料率の検討について、出来れば24年度中に一定の報告性に向けて結論を出す。(結論を出す工程については、後日、事務的に相談) ・農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の事例集について、年1回もしくは半年に1回という頻度で定期的な追加見直しをするとともに、実のある連携強化を図っていく。 	
関連する閣議決定	
規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)3. 農林・地域活性化分野⑫	

テーマ	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
主な質疑の内容	
<p>＜全体を一体として農地としてみることについて＞</p> <p>○農業生産に資する要素として農地があるというのが基本であり、農地法があつて、それに生産が縛られなければならないという発想を変えていこうというのが、この規制・制度改革の趣旨である。少なくとも大規模農地の中でトイレや小規模な施設を作ることについて、面積でまとまった規模があればそこを全部農地として認める方向は出てこないのか。</p> <p>→施設自体は転用許可をとれば設置できる。しかし、施設の用地で耕せる状態ではなくなった土地を農地という概念に取り込むと、今までに転用したものについても農地としての規制の対象になるということで、現場は相当混乱すると思う。見た目が耕せない状態のものも農地と言うとすれば、その境界線は一体どこなのかという話も出てくるうえ、その部分は逆に規制が強化されることにもなる。</p> <p>○昭和50年3月18日の最高裁の判決で、「農地に該当するかどうかは、土地の現況、耕作の有無及び態様、周囲の状況から見た土地の社会的に相当な利用目的その他諸般の事情を総合的に勘案して決定すべき」とあり、裁量とは言わないが、時代に従った判断基準の中で運用できるという内容になっていると思う。</p> <p>→農業用施設という形で耕す状態でない形態にする場合も、周辺農地の営農等への影響がなければ設置を許可している。農地転用の運用については、社会通念に照らして矛盾がなく、かつまた一方で混乱を起こさない制度運用が大事である。どういったところに課題があるかということもいろいろなルートを通じて伺いながら対応したい。</p> <p>＜転用許可のいらない面積の2アールの拡大について＞</p> <p>○転用許可のいらない面積の2アールを拡大する考えはないか。</p> <p>→2アールについては、農機具等の保管場所等日常的に農業者が行うものについては許可の必要はないということで設定されているもの。規模拡大により圃場が分散すれば、圃場ごとに対応できる。大規模な施設については周辺農地の営農等への影響をチェックすることが必要。</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<p>・生産を伸ばし儲かる農業を実現するためのルールの見直しについては、「境界線を引くことが非常に困難であり、現場に混乱を巻き起こすことは本意ではないので、その難しさを踏まえ継続的に検討している」との委員会側の理解。今回の規制・制度改革の項目について委員会の考えは、「必ずしもビニールハウスの土地のコンクリートについての整理だけでなく、農業の大規模化、様々な設備の進歩等現場の実態を踏まえて農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化を検討し結論を得る」だが、農林水産省は「規制仕分けの結果を踏まえて閣議決定の文章は成り立っている(ビニールハウス内の土地が対象)」との理解であり、双方の捉え方には上記ルールの見直しも含め相違がある。</p>	
関連する閣議決定	
規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)3. 農林・地域活性化分野④	

テーマ	国家貿易制度(麦)の見直し
主な質疑の内容	
<p>○マークアップの決定はどのような算定方式・方法により決められているのか。 →現在のマークアップ水準はトン当たり1万 7000 円程度。平成 19 年の法改正時において存在していたマークアップ水準を引き継いでおり、明確な算定の方式はない。決定にあたっては、国内産麦を有効に流通させるための国境措置の代わりとしてのマークアップの役割や小麦粉加工品等の輸入動向等を、農水省において見て決めている。</p> <p>○年によっては、国内産麦振興費のために一般会計から支出が行われているが、それはなぜか。消費者負担を税に置き換えていて、分かりにくい仕組みとなっているのではないか。 →国産麦に対する助成金をマークアップで全部確保できればよいが、当初見通していた時より国産麦のための資金需要が多いという状況が常態化している。マークアップで約 800 億円確保しているが、それに約 400 億円を足さなければ今の国産麦の支援水準を保てない。国際約束上はマークアップを 45.2 円/kgまで上げられるが、マークアップを上げ過ぎると国内に流通する価格が上がってしまうので、上げられないという状況である。</p> <p>○仮に、常に、売渡価格に対して市場価格の方が高い状態が続いた場合には、国家の財政(特別会計)を使って価格を安定させるということになるが、市場価格が常に上がり続けることがないとは言い切れず、国家財政に対するリスクを軽減するには、市場に連動する部分(SBS方式)のウェイトを拡大することを考える時期ではないか。SBSを前提に、一般国家貿易自体を例外的な仕組みとすべきではないか。 →今のSBSのウェイトを毛頭変えるつもりがないとは言っていない。一般輸入とSBS方式の兼ね合いの話になる。今すぐ全部SBSにすると、外国の麦の値上がりをそのまま国民生活に賦課させることになるため、急にそのように舵を切ることにはできず、その兼ね合いをどうつけていくのかという問題をよく検討している。</p> <p>○SBS方式の船単位とコンテナ単位の輸入について最低輸入単位が設定されているのか。 →船単位は 1,000 トンで、これは効率的に運搬するため。コンテナ単位は平成 21 年に 100 トンから 17 トンに見直した。いずれも共同購入方式によれば実際には 1 トンから利用できる。</p> <p>○効率の良し悪しを決めるのは買う人であり、政府が、効率が悪いから最低輸入単位何トンという設定をする必要はないのではないか。最低輸入単位規制を外すと支障があるのか。 →1,000 トンはSBS方式を導入する際に実需者の方と意見交換をしている。今後SBS方式拡大の議論の中で、関係者と議論してみないと何とも言えない。</p>	
進行役によるとりまとめ内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・SBS方式の導入拡大に向けて、一般輸入方式との兼ね合いの観点を含め、25 年度上期までに検討し、結論を得る。 ・SBS方式における最低輸入単位の撤廃についても、上記検討の中で、実需者等の関係者の意見を聞きながら検討する。 	
関連する閣議決定	
規制・制度改革に係る追加方針(平成 23 年 7 月 22 日閣議決定)3. 農林・地域活性化分野③ 日本再生加速プログラム(平成 24 年 11 月 30 日閣議決定)農林漁業分野 65	

テーマ	再生医療の推進
主な質疑の内容	
<p><臨床研究の活性化></p> <p>○研究者が自らの細胞を使わざるを得ない現状をどう考えているか。</p> <p>→売買の規制は特段ない。提供には対価をとってはいけないこととしているが、無償でもらった後、売買することはよいことにしている（提供者から無償で提供されたヒト幹細胞等について、研究機関や医療機関の間で、提供することは禁止されていない）。提供が無償なのは、倫理的な問題で、生体材料の売買により研究者も提供者も利益を得るべきでないことを踏まえたもの。【厚生労働省】</p> <p>○細胞加工体制における医師等の「実質的な監督の下」との規定が明確でないことが推進する障害になっていないか。医工連携が可能になるような仕組みが必要ではないか。</p> <p>→具体的な定義はない。例として、細胞加工の作業について、医師が適時適切な指示を出せる体制が望ましいと考えている。当該事項について、現在検討を進めている。【厚生労働省】</p> <p>○外部委託の際の施設認定、技術者認定を含めて検討するべきではないか。細胞の円滑な入手、細胞加工等、再生医療を推進するための、まさに入口である臨床研究活性化の仕組みをできるだけ早く作っていただきたい。</p> <p><薬事法等の実用化段階の環境整備></p> <p>○再生医療を産業として伸ばしていくため、条件付き承認制度等、再生医療にあった審査制度を整備しないといけないのではないか。</p> <p>→現在、厚生科学審議会において検討している。【厚生労働省】</p> <p>○条件付き承認については、現在検討中とのことだが、早急に具体化すべきではないか。</p> <p>→再生医療製品について、迅速に審査をしていくために、安全性を見て、なるべく早い段階で承認を行い、市販後においてもしっかり安全性を確認していく。学会ともよく連携して取り組んでいきたい。【厚生労働省】</p> <p>○PMDAの専門性を高めていかないと新しい医療への対応ができない。再生医療を中心としたPMDAの在り方、今後の方向性をどう考えているか。再生医療については別組織にすることも含め検討するべきではないか。</p> <p>→PMDA審査体制の強化として、「再生医療製品等審査部」を設置し、20数名の審査員を配置。その他、科学委員会における専門家からの助言、現場との人材交流（審査員の派遣、技術者の受入れ）による審査技術の向上、審査ガイドラインの作成等を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○常勤が2名であるのは新しい制度設計をする上で少なすぎるのではないか。</p> <p>○製造施設に関する規制等を考えるにあたり、関係学会等の専門家の自律的な提言や当該学会等との協力が必要不可欠ではないか。</p> <p>→制度を作り、運用していく上で、関係学会との協力は非常に重要と認識。条件付き承認制度も再生医療学会から提案された内容を踏まえて検討している。【厚生労働省】</p> <p>○ジェイスは適用症例に対して、当初保険で認められた枚数が3分の1しかなかった。保険で認められる再生医療製品の数量に制限があるのはなぜか。</p> <p>→一般論で言えば、薬事承認上、有効・安全を認められた内容に応じて、保険適用を認めるのが原則（ジェイスの場合は、申請企業の保険適用希望書に記載されていた制限枚数を参考に、保険償還する枚数の設定を行った）。【厚生労働省】</p>	

○医薬品と医療機器(医療材料)が保険適用をされるケースで、同じ効能であったとしても、どちらのジャンルに入るかによって保険償還価格に差が生じることはあるか。例えば、今年度の薬価改定の画期性加算、有用性加算を比較すると、類似のあるものについて、医療機器は医薬品より20%ほど低くなっている。

→一般論では、同じ薬効・効能・効果なら値付けの原則は同じだが、画期性加算、有用性加算等まで突き詰めると差が生じる可能性はある(ただし、薬事承認上、医薬品と医療機器は、明確に定義が分かれており、同一の製品が医薬品として保険償還されるか、医療機器として保険償還されるかについて、選択が行われることは想定できない)。【厚生労働省】

○再生医療の画期性は従来の医薬品、医療機器と同じ評価ではなく、成長分野として育てていく観点から、事業として成り立つような評価の仕組みを作るべきではないか。

<その他>

○ジェイスの例が示すように、国民皆保険を維持していく上で、保険財政を守り、その上で再生医療等を産業として伸ばしていくことを考えると、混合診療の議論を真正面からしなければならぬ状況になってきているのではないか。

→現状の医療保険制度では、薬事承認上、有効性、安全性が認められたものは、原則的に保険償還が可及的速やかに認められており、この原則が維持できていないという現状ではない。

○再生医療の事故が起きた際の患者の救済の仕組み(例えば、条件付き承認によって低減する治験費用を活用した積み立て等)を検討する必要があるのではないか。

→再生医療の事故に備えた制度(医療事故のリスク把握のためのデータの蓄積、対策等)と、事故が起きた際の当該事故をカバーするための保険が必要ではないか。【経済産業省】

→医療事故が起きないように、審査段階での安全性確認とそれを担保するための審査機関の強化が重要。患者救済の仕組みについては、現在医薬品に関しては副作用の拠出金制度がある。ただし、事故や副作用の確率・形態について不明な部分が多いため、救済制度の仕組みについては様々な難しい問題があり、これから考えていかなければならないと思っている。【厚生労働省】

進行役によるとりまとめ内容

- ・細胞を売買できるルートも含めて、円滑に入手できる仕組みを構築すること。
 - ・医工連携として、細胞加工を医療機関以外への外部委託の可能性を示すこと。また、その際、無菌性をどの程度要求するかなど、施設や人員の要件を特定すること。
 - ・薬事法において条件付き承認制度をできるだけ早期に具体化すること。
 - ・PMDAの組織の在り方、特に専門家をどう配置するかという点を具体化に検討すること。
 - ・医療保険制度において、再生医療を保険収載する場合は、再生医療という新カテゴリーの新設について、保険財政への影響も考慮しつつ検討すること。
 - ・関係学会等との連携・協力のもと、専門家の提言を踏まえた具体的な仕組みを構築すること。
- 以上について、今年度末を目安に検討し、結論を得ることを委員会として強く要望する。

関連する閣議決定等

「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)2. ライフイノベーション分野①②
「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)④⑩

テーマ	介護事業における事業主体(社会福祉法人)の在り方
主な質疑の内容	
<p><事業経営の透明性の確保></p> <p>○指導監査とは何をやっているのか、会計監査・業務監査の観点より回答頂きたい。また、会計監査はどういった者が見ているのか。</p> <p>→業務監査の観点では、ガバナンスの状況(意思決定がしっかり出来ているか)を見ている。会計監査の観点では具体的な財務諸表がきちんと揃っているか等を確認している。(会計監査は)県であれば県の職員が見ている(必ずしも専門家ではないが、その分野で比較的長く経験している者)。</p> <p>○指導監査では具体的にどういう項目を見ているのか。統一的な検査マニュアルみたいなものはあるのか。</p> <p>→通知(社会福祉法人指導監査要綱)に基づいて監査をしているところ、そこまで具体的には書かれていない。</p> <p>○どういところを見ていくかという事を全国の自治体に対してきちんと定着させていかないと、また、どの部分をチェックしているのかを厚生労働省でも把握しないといけない。</p> <p>○解散数と解散した法人の残余財産がどうなっているか把握しているか。</p> <p>→調べてみないとわからないが、基本的に厚労大臣所管のものは解散が無いと思う。都道府県所管の場合に残余財産がどう分配されたかについては調べていない。所轄庁である地方自治体がしっかり確認するという形になっている。</p> <p>○これだけ内部留保が問題になっている中で、適正に分配されているかどうか、そもそも残余財産があったのかどうかについて、厚労省がデータとしてしっかりお持ちになっておくべきことではないか。</p> <p>○すべての問題の根源はディスクロージャー。ここを改善して頂くことで、社会福祉法人そのものに対する信頼感がきつと高まっていくことになるのではないか。</p> <p>○健全な社会福祉法人を育てていく観点より、第三者による会計監査を義務付けるべきではないか。</p> <p>→費用の負担の問題があるので、すべて義務付けというのは難しい。</p> <p>○内部留保は何のために貯めているのか。その内部留保(の使い方)は誰かチェックしているのか</p> <p>→内部留保の金額については全国社会福祉施設経営協議会に調査を依頼しているところ。厚労省では把握していない。</p> <p>○業界団体であるところにサンプル調査をお願いするのではなく、とにかく全部集めるべき。</p> <p>○ためる一方で社会還元しないことが問題なわけだから、そのインセンティブはどうつくるのか。(→内部留保と社会還元との関連のルールをちゃんと明確にしていきたい旨の事業者コメント有)</p> <p><第三者評価制度(サービスの質の向上の問題)></p> <p>○全国ベースの第三者評価機関をきちんと作る必要がある。</p> <p>○体制整備として全国レベルで考えていこうとしていないのか。</p> <p>→評価を実施していない第三者評価機関については退出してもらいうルールを決めた。また評価基準の見直しをもう少しきめ細かく行うことを予定している。将来的には、ご指摘の通り全国的に一本に図っていくというのは非常に大切なことだろうと思っている。</p> <p>○第三者評価の在り方そのものを見直しつつ、どう(受審数を)広げるかという論点。</p> <p><イコールフットingの確保></p> <p>○サービスの中身とか質に関して言うと、プロフィットもノンプロフィットも関係ないものでないといけな</p>	

いし、現に介護付有料老人ホームでやっておられることは特別養護老人ホームとは違わない。サービスの質がいいので社会福祉法人は非課税ですと言った論理は成り立っていない。

○社会福祉法人自体の事業の継続性よりも、基本的には機能が維持されるということが非常に重要なのであって、利用されている方が極力そのまま機能を享受できるような形でルールを整備いただくことが非常に重要。

○社会福祉法人に対する優遇性を徐々に減らしていくことによってイコールフットイングにするという考え方はあるか。

→高齢者のついの住みかになるため、継続的、安定的に提供していく必要があるという観点より、ある程度の配慮が必要である。零細な施設も多い。

○データを見る限りでは民間の方が零細が多いという結果になっている。

○参入を仮に社会福祉法人に限定するとしても、補助金を入れずに設置することは可能か。

→可能である。

○社会福祉法人が建物を借り上げて、特別養護老人ホームを運営することが可能となるよう、通知の見直しを検討頂きたい。

進行役によるとりまとめ内容

<事業経営の透明性確保>

- ・社会福祉法人(厚労省所轄分に限らず全国分)の解散数を調査すること。
- ・すべての社会福祉法人の財務諸表を公開すること。
- ・外部監査については、即座にすべての社会福祉法人に(義務付ける)とは言わないまでも、少なくとも一定の規模の社会福祉法人については義務付けを行うこと。
- ・内部留保についてはまず実態把握が必要であるが、一定の水準を超えているのであれば社会還元するようなインセンティブを検討すること。

<第三者評価制度>

- ・全国一律・一様といえる(評価結果を示すことが可能な)第三者評価制度が必要であること。
- ・基本的にはすべての社会福祉法人が受審する仕組みとする必要があること。

<イコールフットイングの確保>

- ・株式会社等の民間事業者と社会福祉法人とのイコールフットイングの確保を進めるに当たっては、社会福祉法人に課せられた規制の見直しも併せて行うこと。

以上について検討し、検討結果をできるだけ早く回答頂くことを委員会として要望する。

経済活性化のための緊急提言

平成 24 年 11 月 26 日
規制・制度改革委員会
経済活性化ワーキンググループ

我が国経済にとって当面の最大の課題であるデフレを脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長の実現を可能にするためには、「お金」、「モノ」及び「人」がダイナミックに動く環境を整備し、生産、分配及び支出にわたる経済の好循環、賃金や収益の増加を伴う経済成長を生み出すことが必要不可欠である。

現下の厳しい経済情勢や財政制約に鑑みれば、財政措置を伴わずに上記を実現することが求められるところ、規制・制度改革は、財政措置を伴わずとも、市場における競争を促し、我が国の経済構造を変革し、経済活性化につながる取組であるから、上記目的を達成するために極めて有効かつ適切な政策手段である。

関係各省におかれては、我が国が待ったなしの状況に置かれていることを十分に斟酌し、これまで当規制・制度改革委員会・経済活性化ワーキンググループにおいて議論を行った下記の事項について、所管の規制・制度の改革に躊躇することなく積極果敢に取り組まれることを期待する。

記

1. 「お金」の動きの活発化

我が国では約 1500 兆円の個人金融資産の半分以上が現預金で保有されている状況が続き、民間のお金が成長分野に十分に供給されていない現状を踏まえると、民間のお金の流れを活性化して、我が国における消費や投資につながるメカニズムを構築することが経済活性化のためには重要である。

(1) 証券市場の活性化

日本の株式市場における新規IPO社数は2000年の204社を頂点として減少傾向にあり、いわゆるJSOX法が本格的に導入された2009年には19社にまで落ち込むなど、引き続き低迷が続いている。こうした新規IPO社数の低迷については、SOX法をいち早く導入した米国においても同様であったが、オバマ政権は、2012年4月、未公開企業による公開資本市場への参入障壁を低くすることにより新興成長企業(年間総収入10億ドル未満の会社:Emerging Growth Company)の成長を支援し、雇用創出及び経済成長を促進することを内容とするJOBS法(Jump-start Our Business Startups Act)を施行し、現在新規IPO社数の低迷から脱しつつある。

日本においても、雇用創出・経済成長を促進する観点から、有価証券届出書において求められる監査済み財務諸表等の必要とされる記載年数の短縮化、事業年度ごとの内部統制監査報告書の提出義務の一定期間の免除等の金融商品取引法上の開示規制の合理化について検討することが必要である。

また、投資家保護の観点に配慮したうえで、虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者の流通市場における民事賠償責任については、内部統制のインセンティブを付与し証券市場に対する信頼を確保する観点から、無過失責任を立証責任の転換された過失責任とすること、また、有価証券報告書等の会社役員等の責任については、会社役員等の作為義務の内容には濃淡があることに鑑み、虚偽記載と相当因果関係にある損害ではなく、虚偽記載を防ぐための作為義務の懈怠と相当因果関係にある損害について責任を負う制度とすることについてそれぞれ検討することが必要である。

同時に、課徴金賦課といった行政制裁は、社会における重みと重要性が増しつつあるため、課徴金に係る事件の調査の過程において、欧米等の行政制裁において通常認められている黙秘権・自己負罪拒否特権、弁護士顧客秘匿特権等を保障することを検討することが必要である。

(2) 出資規制(議決権保有規制)の緩和

銀行又はその子会社は銀行法等の規制により合算して国内の一般事業会社の議決権の5%(保険会社は10%)を超えて取得・保有が禁じられているが、①銀行の証券子会社とその業務として所有する株式、②担保権の実行等の事由により取得した株式(一定期間に限定して有するもの)、③銀行

等の投資専門子会社（いわゆるベンチャーキャピタル）を通じて保有するベンチャービジネス会社等の議決権（一定期間に限定して有するもの）、④有限責任組合員が投資事業有限責任組合（いわゆるファンド）の組合財産等として所有する株式（一定期間に限定して有するもの）等については、出資規制の例外となる（保険会社についても同様。）。また、独占禁止法においても類似の規制がある。

銀行・保険会社等の金融機関が企業に対して成長資金を供給する際の障害となることがないよう、金融機関の健全性を維持するという規制の趣旨等を踏まえつつ、例外規定の在り方を含め出資規制の緩和について検討することが必要である。

また、信託銀行が信託勘定にて保有する議決権も出資規制の対象とされているため、信託財産の運用に一定の制約が生じているとの指摘がある。信託財産は受益者の利益のために分別管理するものであるから、信託銀行が信託勘定にて保有する議決権については、出資規制の対象から除外することも併せて検討することが必要である。

2. 「モノ」の動きの活発化

「モノ」を動かす観点からは、国内外におけるビジネス機会の拡大や物・情報の流通の活性化、廃棄物処理の効率化、公共データの民間開放・利活用をはじめとする経済社会に存する各種の無形の知的資産の有効利用を促進すること等が重要である。

（1）輸出通関申告先官署の自由化及び電子輸出申告の24時間化

輸出申告は、輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等の所在地を管轄する税関官署に対して行うことが義務付けられているが、輸出申告手続の効率化の観点から、貨物を入れる保税地域等の所在地に関わらず、全国いずれの税関官署に対しても輸出申告を可能とすることを検討する必要がある。その際、業務量に応じた効率的な職員等の配置となるよう、官民協力して検討を行うことも重要である。

また、輸出申告の全体（年間2900万件）の約98%を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）により電子的に処理しているところ（NACCSによる申告の9割は即時許可（数秒）である。）、NACCSは税関官署の開庁時間内のみ稼働している。

一部の税関官署では休日・夜間であっても輸出申告を処理しており、その他の税関官署であっても、開庁時間外の事務の執行の求めを届け出ることにより輸出申告に対応しており、一定程度は対応がなされているが、欧米諸国ではそもそもこのような制約がなく、日本の輸出申告手続の効率化及び利便性の向上の観点からは、更に、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなくとも、24時間・365日NACCSを稼働させることを検討する必要がある。

(2) 外為法上の「クラウド上での技術情報保管」の考え方の明確化

ストレージサービス（国内のサービス利用者が、サービス提供者が運営する海外のサーバー（データセンター）に情報を保管するサービス）やSaaS（Software as a Service:国内のサーバーにあるアプリケーションソフトウェアを利用して、海外にサービスを提供するサービス）といったいわゆるクラウドサービスを事業者が利用する場合、安全保障貿易管理の観点から、取り扱う情報の種類によっては、外国為替及び外国貿易法（外為法）上の許可が必要とされるところ、どのような場合に許可が必要となるのか必ずしも明確ではないため、クラウドサービスの積極利用の障害となっている旨の指摘がある。

クラウドサービスは、事業コスト（企業内部のIT管理部門のリソース、ITシステム関連の固定資産等）の削減に大きく貢献するものであり、その利用を積極的に促進する観点から、クラウドサービスの利用に際して、諸外国の規制の状況や事業者への負担に留意しつつ、外為法上の許可を要しない場合等を実態に即して具体的に明示するなど、クラウドサービスの利用に係る外為法上の取扱いを早期に明確にする必要がある。

(3) 企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認

近年、企業経営効率化の観点から、企業組織の分社化、資本グループ化が進んでいるところ、同一法人が廃棄物を自ら処理する場合には廃棄物処理業の許可等が不要であるが、別法人に廃棄物処理を委託した場合、委託者と受託者間の人的・資本関係いかんにかかわらず、委託先の法人は廃棄物処理業の許可等が必要となる。

産業廃棄物の処理をグループ会社間で迅速かつ効率的に行えるようにする観点から、例えば、親会社・連結子会社間及び親会社・持分法適用会

社間で廃棄物処理を委託する場合において、これらの企業間における取引の実態を踏まえ、委託先の会社が廃棄物処理業の許可を不要とするものの可否について検討することが必要である。

(4) オープンデータの一層の推進

公的機関が保有している情報について、そもそも情報が公開されていなかったり、公開されていたとしても民間事業者にとって使い勝手の良い機械判読可能な形式で公開されていなかったりするほか、公開情報について営利利用を認めないといった場合が見受けられる。このため、公的機関が保有する情報を活用した民間ビジネス（例えば、気象情報を活用した保険ビジネス、事故発生情報を活用して注意喚起を促すアプリケーションの提供等）の創出を阻害しているとの指摘がある。

オープンデータについては、米国、欧州諸国、オーストラリア、韓国等の幅広い国々において、データを掲載する専用ポータルサイトを設けるなど既に積極的に取り組まれており、また、我が国におけるオープンデータによる経済波及効果は数兆円とも試算されていることに鑑みれば、まずは、特に民間利用のニーズが認められる情報（例えば、事故発生情報、防災情報、気象情報、地理空間情報（測量地図、衛星写真、航空写真）、医療情報等）について、機械判読可能なデータ形式で原則公開することを検討する必要がある。また、公開された情報については、例えば「クリエイティブ・コモンズ」といった自由な利用を原則としたライセンスを活用するなど、公開データの二次利用を促進するようなライセンスの在り方についても検討する必要がある。

(5) 個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）により「個人情報」(※)を取り扱う際には「利用目的による制限」、「第三者提供の制限」等の種々の制約が存在するところ、収集した「個人情報」に対してどの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのかは必ずしも明らかではない。

また、いわゆる連結可能匿名化情報（個人を識別できるよう個人と符号・番号の対応表を残す方法による匿名化）を本人の同意なく第三者に提供することが、どのような場合に個人情報保護法上の「利用目的による制限」や「第三者提供の制限」等の規定に抵触することとなるのかも必ずしも明らかではなく、収集した「個人情報」（例えば、商品購入履歴や乗降

履歴等のいわゆるビッグデータ)を活用した民間ビジネスの創出を阻害している旨の指摘がある。

ビッグデータの活用を促進する観点から、①「個人情報」を入手した者が「個人情報」に対してどの程度の加工等を行えば「個人情報」に該当しなくなるのか、②連結可能匿名化情報の個人情報保護法上の取扱いについて事業等分野ごとのガイドライン等において明記する必要がある。

(※)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう(個人情報保護法第2条第1項)。

(6) アスベスト排出等作業の届出に係る例外規定の弾力的運用

大気汚染防止法上、特定粉じん(アスベスト)の排出等の作業(排出等作業)を行う場合、事前(排出等作業の開始の14日前まで)に都道府県知事への届出が必要とされているが、「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合」(非常事態)には、届出は排出等作業の開始日の14日前までに行う必要がないとされている。

しかし、例えば、製油所において配管腐食で漏洩した箇所については「非常事態」と認められても、同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検作業については「非常事態」に行うものと認定されない場合があり、その場合、点検開始まで最大14日間要することとなり、危険要因を取り除くための迅速な点検作業に支障が生じている旨の指摘がある。

このため、都道府県知事が、配管腐食で漏洩した箇所について非常事態と認めた場合、それと同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検の作業等についても非常事態に準ずるものとして、届出は排出等作業の開始日の14日前までに行う必要がない旨を都道府県に対して周知徹底する必要がある。

3. 「人」の動きの活発化

人を動かす観点からは、経済成長の主たるエンジンとしての働く人がその能力を最も発揮できる産業や職場への移転が円滑に進むよう、政策の重点を

リーマン・ショック後の危機対応のための「守りのモード」から、労働者にも配慮して新たな就業や起業を拡大する「攻めのモード」にシフトさせることが重要である。

(1) 労働者派遣制度の見直し

労働者派遣制度におけるいわゆる専門 26 業務（ソフトウェア開発、通訳、秘書、受付、研究開発、金融商品の営業、アナウンサー等）については、派遣受入期間の制限に服さないところ、専門 26 業務のいわゆる「付随的業務」については、その業務時間の割合が「1割以下」でなければ、専門 26 業務が全体として派遣受入期間の制限に服する。また、いわゆる自由化業務における派遣受入期間は、常用雇用の代替を防止する観点から、原則 1 年、最長 3 年（過半数労働組合の意見聴取）に限定されており、労働者の柔軟で多様な働き方を阻害している旨の指摘がある。

労働者の柔軟で多様な働き方を確保する観点から、労働者派遣制度について、「付随的業務」や派遣期間の在り方を含め、いわゆる専門 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度の是非について検討を行う必要がある。

(2) 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別の更なる明確化

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分については、いわゆる「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37 号告示）に関する疑義応答集」が発出されているが、各労働局における判断が異なる事例が散見され、企業現場において混乱が生じている旨の指摘がある。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分について、各労働局における判断が異なることがないよう、各労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行った上で、基本的な考え方の整理を行うなど、更なる明確化を行う必要がある。

(3) 有料職業紹介制度の見直し

有料職業紹介事業については、労働者の利益を保護する観点から、求職者から手数料を徴収することができる被紹介者の職業が限定されている（「芸道家」、「モデル」、「年収 700 万円以上の経営管理者」等）。

労働者の新たな就業の機会を確保する観点から、求人者と求職者のマッ

チングを促進すべく求人者、求職者及び関係雇用主が有料職業紹介サービスをより活用しやすくなるよう、有料職業紹介制度の見直しを検討することが必要である。

日本再生加速プログラム (抜粋)

～経済の再生と被災地の復興のために～

(注) 本資料は、「日本再生加速プログラム」(平成 24 年 11 月 30 日閣議決定) より規制・制度改革の部分を抜粋したものです。

3. 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置 によらない経済活性化策

民間の自由な創意工夫によって経済の活力を再生するとの基本姿勢の下、大胆かつ速やかに聖域なく規制・制度改革を推進する。

また、民間資金の活用によるデフレ脱却、経済活性化のための措置を講じる。

(1) 規制・制度改革

デフレから早期に脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長を実現するため、規制・制度改革を通じて「モノ」、「人」、「お金」がダイナミックに動く社会経済環境を早急に整備し、生産、分配、支出にわたる好循環を導くことを目指す。

「日本再生戦略」に示された重点3分野（グリーン、ライフ、農林漁業）をはじめとする各分野における規制・制度改革を強力に推進することにより、公正で活力ある競争環境の整備、多様な主体の参画による新しい事業活動の開拓、民間の創意工夫による社会的課題の自律的な解決等を促進し、これをもって経済成長を加速させる。

これらの実現のため、既定の改革方針の前倒し及び充実を含め、以下の具体的措置をはじめとする本対策に盛り込まれた計70項目（別表）について検討を進め、早期に措置するものとする。

【「お金」の動きの活性化】

民間資金の流れを活性化して、個人金融資産1,500兆円が投資・消費へとつながるメカニズムを構築するため、以下の事項について検討を行い、結論を得る。

＜具体的措置＞

○証券市場の活性化

新興成長企業に係る規制緩和等を通じて資金調達の促進を図る米国における JOBS 法 (Jump-start Our Business Startups Act) の制定等を踏まえ、企業情報等の開示や民事責任及び課徴金制度等を見直す。

○出資規制の緩和

金融機関における資本性資金の供給促進のため、金融機関の健全性維持を考慮しつつ、金融機関の出資規制の緩和を図る。

○投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化

無償減資制度、新投資口予約権無償割当による増資 (ライツ・オファリング)、自己投資口取得等、投資法人における新たな資金調達・資本政策手段を導入する。

【「モノ」の動きの活性化】

我が国経済社会に存在する有形無形の資源・資産の流通を促進し、国内外におけるビジネス機会を拡大するため、以下の事項について検討を行い、結論を得る。

＜具体的措置＞

○電子輸出申告の 24 時間化

輸出申告手続きの効率化・迅速化の観点から、輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を利用した輸出申告を 24 時間 365 日可能とする。

○オープン・データの一層の推進

公的機関が保有する情報を活用した民間ビジネスの創出を促すための、ライセンス方式、標準的データ形式、公開・公表手法等の詳細な制度設計を図る。

○個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化

どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか等いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライ

ン等に示す。

○企業グループでの産業廃棄物の「自ら処理」の容認

親会社・連結子会社間等で産業廃棄物の処理を委託する場合における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可の取得の要否について整理する。

【「人」の動きの活性化】

意欲をもって働き、その能力を発揮できるよう、新たな産業分野や職種・職場への移動が円滑に進む環境を整備し、就業や起業を促進する。

<具体的措置>

○独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革

独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、事業実施の成果が最大化されるよう、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。

○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化

各労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行い、基本的な考え方の整理を行うなど、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化を図る。

○有料職業紹介制度の見直し

求人者、求職者及び関係雇用主による有料職業紹介サービスの活用が進むよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。

【日本再生戦略重点3分野の活性化】

<グリーン分野の具体的措置>

○発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等

アセスメントの手続期間を、火力リプレースは最大1年強まで短縮、風力・

地熱は概ね半減させる。また高効率でCO2排出量の少ない火力の新增設についても迅速化する。

○超小型モビリティの走行緩和

超小型モビリティの公道走行を簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。

○小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化

一定の要件に該当する小水力発電について、大規模水力発電とは異なる水利使用区分とするための河川法施行令の改正を行う。

<ライフ分野の具体的措置>

○iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等

iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正法案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。

○ワクチン政策の見直し

WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化等必要な措置を早急に検討し、それを踏まえて、予防接種法を抜本的に見直す。

○レセプト等医療データの利活用促進

レセプト情報を一元化したデータベースを、医師会、保険者及び研究機関など幅広く第三者が利用できるよう検討を行い、その検討結果を踏まえ、ガイドラインを改定する。

<農林漁業分野の具体的措置>

○国家貿易制度の見直し

麦の国家貿易におけるSBS方式（売買同時契約方式）の運用改善を通じ利用を推進しつつ、さらに同方式の導入拡大を図る。

○国産木材の利用促進

国産木材の利用促進のため、木材の耐火性等に関する研究成果等を踏まえて木造建築関連基準を見直し、所要の法令改正を行う。

別表 規制・制度改革事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
〈「お金」の動きの活性化〉				
1	証券市場の活性化	証券市場の活性化を促進し、証券市場に対する信頼を高める観点から、金融商品取引法上の企業の合理的で公正な開示のあり方について、以下の事項を含めて検討を行い、結論を得る。 ① 米国におけるJOBS法(Jump-start Our Business Startups Act)の制定等諸外国の状況や、我が国における証券市場の状況を踏まえた、企業内容等の開示の合理的な見直し ② 諸外国における状況や、我が国の状況等を踏まえた有価証券報告書等の虚偽記載に係る上場会社等の民事責任・課徴金制度のあり方	平成25年検討	金融庁
2	出資規制の緩和	金融機関に対する出資規制の在り方については、金融機関の健全性を維持するという規制の趣旨を踏まえつつ、金融機関による資本金の供給促進の観点から、金融機関の取得・保有可能な議決権数の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討、結論	金融庁
3	議決権保有規制の緩和	金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関し、金融機関の取得・保有可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じる。	平成24年度検討開始	公正取引委員会
4	銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)	銀行の子会社であるリース子会社のリース業務で生じた物品の取扱に限り、中古物品売買や保守点検のみを行う会社を当該リース子会社の子会社として保有することを認め、関係告示の改正を行う。	平成24年度措置	金融庁
5	投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化	無償減資制度の導入、ライツ・オフリング、自己投資口取得その他投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化の在り方について結論を得る。	平成24年度結論	金融庁
〈「モノ」の動きの活性化〉				
6	電子輸出申告の24時間化	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用した輸出申告について、申告先税関官署への開庁時間外の事務執行手続によらず、24時間365日行うことができるようにすることについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度上期検討、結論	財務省
7	外為法上の「クラウド上での技術情報保管」の考え方の明確化	いわゆるクラウドサービスの利用促進を図る観点から、諸外国における規制の状況や事業者への負担に留意しつつ、ストレージサービスやSaaS(Software as a Service)などのクラウドサービスの利用に際して、外国為替及び外国貿易法(外為法)上の許可を得ることを要しない場合等を具体的に明示するなど、クラウドサービスの利用に係る外為法の適用指針等を事業者・事業者団体と十分に協議したうえで策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省
8	オープンデータの一層の推進	電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、オープンデータを推進するための官民による実務者会議を直ちに設置するとともに、当該実務者会議において、諸外国の制度を参考にしつつ、例えば「クリエイティブ・コモンズ」といった自由な利用を原則とした国際的に普及しているライセンスの活用、公共情報提供の標準的データ形式・構造の構築、公開すべきデータの考え方の整理、機械判読可能なデータ形式で公開するための技術的手法の導入等の詳細な制度設計について検討を行い、結論を得る。	実務者会議の設置は平成24年措置、詳細制度設計については平成25年度上期検討、結論	内閣官房
9	個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化	どの程度の加工等を実施すれば個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する「個人情報」に該当しなくなるのか、いわゆる連結可能匿名化情報の取扱い等、いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライン等に示す。消費者庁は個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各省庁に対しガイドライン等の周知を図るとともに、その取組状況について取りまとめ公表する。	平成25年度上期検討、結論	消費者庁及び事業等分野ごとのガイドライン等を策定する各省庁
10	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	有線電気通信法における電気通信設備設置事前届出の、工事の2週間前という期限の必要性について、透明性を確保した上で外部有識者も交えて見直しを検討し、結論を得る。	平成24年度結論	総務省
11	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	無線設備(送信装置)の設置場所ごとに交付する免許状について、多数の免許を保有する免許人の免許状管理・保管の負担軽減を図る観点から、携帯電話用基地局等については複数の免許を一枚の免許状で交付可能とすることとし、所要の省令改正等を行う。	平成24年措置	総務省
12	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の開局目的を現在の135区分から9区分に大きくり化することとし、所要の省令改正等を行う。	平成24年度措置	総務省
13	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	携帯電話事業者等の間におけるネットワークシェアリングのうち、緊急通報ローミングについて、その早期の実現に向けた仕組みについて検討し、結論を得る。	平成24年結論	総務省
14		また、当該仕組みの導入可否について検討し、結論を得る。	平成24年度結論	

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
15	携帯電話端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針の見直し	第二世代携帯電話サービスが終了したことから、ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載の見直しを行う。	平成25年1月までに措置	総務省
16	電波有効利用の促進による経済活性化	電波利用ビジネスを活性化し、新たな市場を創出するため、「周波数再編アクションプラン(平成24年10月改定版)」に基づき、5GHz帯無線LANシステム、79GHz帯レーダシステム(自動車搭載用等)、ホワイトスペース利用システムを可能とする必要の省令改正等を行う。	平成24年以降順次実施	総務省
17	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI実務を概説するガイドラインにおいて多段階選抜・競争的対話方式を位置付けることについて検討し、結論を得る。	平成24年度結論	内閣府
18	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定される場合においても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について結論を得るとともに、可能な限り早期に措置する。	平成24年度結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
19	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みを検討し、結論を得る。	平成24年度結論	国土交通省
20	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、SPC(特別目的会社)の株式の譲渡、債権譲渡についてのガイドライン改正を検討し、結論を得る。	平成24年度結論	内閣府
21	特定粉じん(アスベスト)排出等作業(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	特定粉じん(アスベスト)排出等作業(以下「排出等作業」という。)を行う場合の届出について、「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合」(以下「非常事態」という。)には、作業基準の遵守を前提として、届出は排出等作業の開始日の十四日前までに行う必要がないところ、都道府県知事が、配管腐食で漏洩した箇所について非常事態と認めた場合、それと同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検の作業等についても非常事態に準ずるものとして、届出は排出等作業の開始日の十四日前までに行う必要がない旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置	環境省
22	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認	産業廃棄物の処理について、親会社・連結子会社間及び親会社・持分法適用会社間で委託する場合において、これらの企業間における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可を不要とした場合の効果・影響について検討を行い、その取得の可否について結論を得る。	平成25年度検討、結論	環境省
23	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型コンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
24	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
25	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等について、平成24年8月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書が得られたことを踏まえ、処理能力増強に資する技術的課題の検討を行い、結論を得る。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
〈「人」の動きの活性化〉				
26	独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革	独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、iPS細胞樹立の成果創出を踏まえ、研究総括(PO)の責任の下での裁量的判断等により、事業実施の成果が最大化されるよう、事業全体を総括する研究主監(PD)会議による事業横断的なクオリティ・コントロール強化などを通じて、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。	平成25年上期措置	文部科学省
27	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、いわゆる「付随的業務」や派遣期間の在り方を含め、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度の是非について検討を行う。	平成24年度検討開始	厚生労働省
28	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分について、各労働局における判断が異なることがないよう、都道府県労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行った上で、基本的な考え方の整理を行うなど、更なる明確化を図る。	平成25年度措置	厚生労働省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
29	有料職業紹介制度の見直し	有料職業紹介事業について、求人者、求職者及び関係雇用主が有料職業紹介サービスをより活用しやすくなるよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・平成25年度上期結論	厚生労働省
30	着地型観光に即した新たな旅行業区分の設置	地域独自の魅力を活かした着地型観光の更なる促進を図るため、「地域限定第3種旅行業」の創設、第3種旅行業者が募集型企画旅行（隣接市町村等に限定。）を実施する場合の事前収受金の制限の撤廃等の旅行業法施行規則改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
31	旅客船事業における航路申請の見直し	平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れることについて、安全審査に当たっての航路障害物、輻輳海域の航行、岸壁の仕様調整等についての具体的な審査方法など弾力的運用の在り方について検討した上で、結論を得る。	平成24年度結論	国土交通省
32	CIQの合理化	CIQ業務（動植物検疫を除く）に関し、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるため、CIQの各職員が常駐している空港におけるビジネスジェットの運航前のCIQ官署との調整については、国土交通省に対する有償運送の許可申請と並行して、運行者又はそのハンドリング会社がCIQ官署に連絡することで差し支えないこととし、関係事業者等に周知する。	平成24年措置	法務省 財務省 厚生労働省
＜グリーン分野＞				
33	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、平成22年12月に公表した工程表（「規制の再点検に係る工程表2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」）について、進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、平成27年までの各年の取組を明らかにした工程表に改定する。	平成24年度措置	総務省 経済産業省 国土交通省
34	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和	スマートメータの高速通信を可能とするため、2MHz～30MHz帯での電力線搬送通信（PLC）の屋外利用について、所要の省令改正を行う。	平成24年度措置	総務省
35	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクのうち旧法タンク（昭和52年の政令改正以前に建設されたタンク）に係る保安検査の開放周期の在り方について、平成25年度に結論を得ることを前提として、結論を得るまでの工程表（検討スケジュール）を策定、公表する。	平成25年1月までに措置	総務省
36	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備を道路占用許可対象物件に追加することを内容とする道路法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
37	発電水利権許可手続の合理化	発電水利権許可手続の合理化のため、河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、構造上の基準について作成する。	平成24年度措置	国土交通省
38	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収（サーマルリサイクル）条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論	農林水産省 環境省
39	発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等	火力発電所リプレース及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる。	平成24年に一定の結論、結論を得次第措置	環境省 経済産業省
40	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引き上げについて検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度結論、平成25年度上期までに必要に応じ措置	経済産業省
41	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①（情報開示の拡大に向けた見直し）	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化のため、送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能性についての情報や接続コスト（費用の内訳、工期等）等について、事業者から実情把握を行い、その情報開示に必要な改善点を検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
42	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②（申請手続の見直し）	再生可能エネルギー等の系統接続申請を円滑化するため、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化する。また、標準処理期間の短縮化を図るべく検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
43	超小型モビリティの走行緩和	超小型モビリティの公道走行について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用することで、公道走行を従来より簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。	平成24年度措置	国土交通省 警察庁
44	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の発電規模の要件に該当する小規模な水力発電については、水利使用区分を「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとするなどの内容の河川法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
45	太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和	電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
46	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の明確化(ダムの要件明確化)	電気事業法においてダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件である「ダムを伴わないもの」の定義を明確化し、ヘッドタンクや農業用水路内等に設けられた堰はダムに当たらないことを周知する。	平成25年1月 措置	経済産業省
47	系統接続円滑化のための発電設備等の電力容量の変更	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系(35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電送路と連系する場合)の発電設備等の一設置者当たりの電力容量は、それぞれ原則50kW、2,000kW、10,000kW「未滿」となっているところ、一設置者あたりの電力容量が50kW、2,000kW、10,000kWの発電設備等の接続についても、個別協議により、技術面などで問題が無いと判断される場合には連系を認めるよう、当該容量近傍の電力容量の発電設備等について運用を柔軟化する。	平成24年措置	経済産業省
48	固定価格買取制度における買取義務の考え方の明確化	固定価格買取制度における買取義務の考え方につき、以下の事項についてQ&Aを作成してホームページに掲載し、明確化する。 ・特定契約の買取の相手方が変更された場合、買取価格は設備認定時に決められた価格を引き継ぐものとし、変更時の価格・期間が適用されることはないこと ・特定契約の買取の相手方が新電力から一般電気事業者に変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・特定契約の買取の相手方が一般電気事業者から新電力、新電力からまた当初の一般電気事業者へと変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・複数の電気事業者と特定契約を締結した場合、当初の優先順位・割合を変更したとしても、当該複数の電気事業者には買取義務があること	平成24年度措 置	経済産業省
49	電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置の高速道路SA等への係る更なる緩和	電気自動車専用急速充電施設の整備を促進するため、高速道路の上下線の各休憩施設に急速充電施設を設置する場合においては、一需要場所である上下線それぞれの施設での追加契約を可能とすることの是非について検討し、結論を得る。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
50	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載	自動車に搭載され、使用されていた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を別の自動車に装着することについて、使用されていた容器を継続使用することに当たっての安全性や取り外し後の保管方法等に関し、民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、省令等の改正の可否について検討し、結論を得る。	平成25年度検 討開始、結論 を得次第措置	経済産業省
51	改正省エネ法における地縁的一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲の拡大	複数の事業者が入居しているオフィスビル(いわゆるテナントビル)等における定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁的一体性の考え方の業務部門への適用の可否を検討し、結論を得る。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
52	公道部分の形質変更届に係る添付書類の簡素化	土壤汚染対策法第4条第1項の公道に係る届出について、当該土地の所有者を証する必要がある場合、登記事項証明書及び公図の写し以外の書類で代替できるか否かについて検討し、結論を得る。	平成25年度措 置	環境省
53	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する洗浄処理ガイドラインの制定	微量PCB汚染廃電気機器等の適正かつ迅速な処理を推進する観点から、洗浄処理方式について検討を行い、その実用可能性が認められた方式からガイドラインの策定を行う。	平成24年度検 討開始、逐次 実施	環境省
〈ライフ分野〉				
54	iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等	iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。	平成25年措置	厚生労働省 内閣府
55	ワクチン政策の見直し	予防接種の目的や基本的な考え方、WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化、予防接種に関して評価・検討する組織の設置等及びワクチンの費用負担の在り方等について早急に検討し、結論を得るとともに、それを踏まえた予防接種法の抜本的な見直しを図るための法案を提出する。	平成24年度中 を 目指した法 案提出	厚生労働省
56	レセプト等医療データの利活用促進①	レセプト等医療データの利活用促進のため、レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう、平成24年度までの試行結果を踏まえ、データ提供対象者の拡大等通常運用の在り方について検討を行い、検討結果を踏まえ、ガイドラインを改定し周知する。	平成24年度措 置	厚生労働省
57		また、利用者の利便性を考慮し、安全性に十分配慮したサンプリングデータセットの試行的提供を実施するとともに、平成25年度以降のDPC(診断群分類)データの提供に向けた検討を行い、今後の提供の在り方について一定の結論を得る。	平成25年度上 期措置	
58	レセプト等医療データの利活用促進②	ICD10コードを採用したレセプトデータ(DPCレセプト含む)の利活用について引き続き検討し、結論を得る。	平成24年度検 討開始、平成 25年度結論	厚生労働省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
59	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	特定健診に基づく保健指導においてICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談を可能とするよう制度の見直しを行う。	平成24年度結論、平成24年度措置	厚生労働省
60	国際医療交流(外国医師の国内診療等)	医師、看護師等の臨床修練制度の見直しについて、「医療提供体制の改革に関する意見」(平成23年12月22日社会保障審議会医療部会)を踏まえ、手続き面の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに、臨床修練に加え、教授・研究の中で外国の医師等が診療を行うことを認めることにつき、これを実施するための関連法案を医療法等改正法案の一部として提出する。	平成25年度措置	厚生労働省
61	医療事故調査制度の創設	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度に関し、まずはその前提となる医療事故調査制度の創設について検討を行い、課題等を整理・公表する。	平成24年度措置	厚生労働省
62	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」に係る効果等の検証、我が国における新規医療材料の開発や実用化に対するインセンティブを高めるための補正加算の要件等の見直し、有用性が高い新規医療材料について、新規機能区分に追加してその有用性を評価する試行的枠組みの効果等の検証など、医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価に向けて、次期診療報酬改定までの工程表(中央社会保険医療協議会における検討スケジュール等)を策定、公表する。	平成24年度措置	厚生労働省
63	医薬品分野におけるGCP省令の国際基準との整合①	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、GCP省令の見直しに向けた検討を行い、省令を改正する。	平成24年度措置	厚生労働省
64	医薬品分野におけるGCP省令の国際基準との整合②	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の運用通知(「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について」(平成23年10月24日薬食審査発1024第1号))をICH-GCPの内容と整合させるよう検討を行い、通知を改正する。また、同通知の改正と併せて、同通知がガイダンスである旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置	厚生労働省
〈農林漁業分野〉				
65	国家貿易制度の見直し	麦の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。なお、それまでの間、平成24年11月に実施した輸入事務の運用改善を通じ、SBS方式の利用を推進する。	平成25年上期結論	農林水産省
66	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	国産木材の利用促進のため、耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び学校などの特殊建築物に係る階数基準といった木造建築関連基準について、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて見直しの結論を得るとともに、所要の法令改正を行う。	平成25年度結論、結論を得次第措置	国土交通省
67	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け検討し結論を得る。	平成24年度結論	厚生労働省
68	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備することについて、措置までの工程表(法令改正が必要な場合は法案提出予定時期等を含む)を策定、公表する。	平成24年度措置	環境省
69	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)	地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項について、廃止する方針が得られていることから、関連する法案が提出される機会をとらえて必要な法制上の措置を講じる。	平成24年度以降できる限り早期に措置	農林水産省
70	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、工程表(検討スケジュール)を策定、公表した上で、平成25年度上期までに結論を得る。	平成25年9月までに措置	消費者庁